

# 消防法施行令の一部改正について

## 背景

平成25年10月11日に発生した福岡市の有床診療所火災（死者10名、負傷者5名）を受けて、消防法施行令の一部が改正されました。

## 改正内容

### 1 消火器の設置基準の強化

全ての有床診療所・病院に消火器を設置することが義務付けられました。

### 2 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の強化

全ての有床診療所・病院に消防機関へ通報する火災報知設備を設置することが義務付けられ、また、「避難のために患者の介助が必要な有床診療所、病院」については、自動火災報知設備と連動起動することとなりました。

### 3 スプリンクラー設備の設置基準の強化

「避難のために患者の介助が必要な有床診療所、病院」には、原則として、面積に係わらずスプリンクラー設備を設置することが義務付けられました。

「避難のために患者の介助が必要な有床診療所、病院」に該当しないもの。（対象外のもの）

- ・ 患者が避難困難でないと考えられる13診療科目のみのもの  
（歯科、皮膚科、泌尿器科、乳腺外科、肛門外科、形成外科、美容外科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、小児科）
- ・ 夜間においても相当程度の患者の見守り体制（13床当たり職員1名）がある病院
- ・ 精神病床、感染症病床、結核病床のみの病院
- ・ 3床以下であるなど入院実態がほとんどない有床診療所

- ◆ 公布日 平成26年10月16日
- ◆ 施行日 平成28年4月1日
- ◆ 既存防火対象物への遡及適用猶予期間
  - ・ 消防機関へ通報する火災報知設備  
平成31年3月31日
  - ・ スプリンクラー設備  
平成37年6月30日

#### 【問い合わせ先】

消防本部予防課指導係

真岡市荒町107-1

電話 0285-82-8997

[fdhayoboushidou@hagakouiki.jp](mailto:fdhayoboushidou@hagakouiki.jp)



芳賀地区広域行政事務組合消防本部



消太